

古都京都の文化財(京都市・宇治市・大津市)

摘要

古都京都の文化財は、京都府京都市及び宇治市ならびに滋賀県大津市の3市に所在する17の構成要素から成る。古代中国の都城を模して西暦794年に建設された京都は、それ以降、19世紀半ばに至るまで日本の首都であると同時に、文化の中心であり続けている。

千年以上にわたる日本文化の中心地として、日本の木造建築、特に宗教建築の発展、及び世界の造園に影響を及ぼしてきた日本庭園の芸術性の発展を示している。17の構成要素を形成している198棟の建造物及び12の庭園のほとんどは、10世紀から17世紀にかけて建築・作庭されたものである。

登録された17の構成要素は二条城を除き、すべて宗教施設である。総面積は1,056ha、周辺の緩衝地帯は3,579haである。

評価基準

評価基準(ii)

京都は、8世紀から17世紀にかけて、宗教及び非宗教の建築及び庭園の意匠における発展の中心であった。そのため、京都は日本の文化的伝統の形成に決定的な役割を果たし、その結果、19世紀以降には、特に庭園の分野において世界の他の地域に重大な影響を与えた。

評価基準(iv)

京都に残された記念工作物に見る一群の建築及び庭園の意匠は、近代以前の日本の物質文化のこの側面における最高の表現である。

完全性

資産を構成する個々の建造物、複合建造物及び庭園は、それぞれがその時代の様式を代表する典型的な事例であり、全体として見れば、日本における建築及び庭園の一般的な歴史的発展を表している。

17の構成要素全体で、古都の歴史と文化が明確に理解できるようになっている。さらに、長期間にわたる日本文化を包括的に表している。このように、資産は全体性及び無傷性の両側面から完全性の条件を満たしている。

構成要素は都市部に分散して所在しているため、規制のない開発は、登録資産全体の視覚的完全性にとって脅威となる。

このほか、17の構成要素はそれぞれ個別にも高い完全性を保持している。

真実性

日本で一般的に行われている修復方法から、資産を構成する建造物及び庭園は高い真実性を保持している。通常、建造物全体が建築当初の状態で良好に保存されている事例は極めて稀で、部分的に残されている事例であっても少ないのであるが、日本では1,000年以上にわたり当地で用いられてきた形態・装飾・材料等を厳格に尊重しており、今日においても細部にわたって建築当時の姿を知ることが可能である。こうした修復の伝統は、「古社寺保存法」が制定(1897年)された19世紀末より強化されている。修理する、あるいは必要な

場合に取り替えるのは、破損部分のみである。こうした作業は綿密な資料精査と学術的調査を基に行われる。庭園は第二次世界大戦の影響で管理が疎かにされていたが、1965年からは、庭園の保存修理事業は文化庁の補助事業となり、発掘調査その他の研究と同等の配慮がなされるようになっていく。その中では当時の道具の再生を図ることまで含め、伝統的な材料や技能の使用を貫くことに努力がなされている。過去の保存・修理事業で不適切な材料あるいは技術を使用した場合は、適切な調査に基づき復旧が行われたため、推定の部分はない。木造建造物及び庭園の破損部分は必要な場合にのみ取り替えが行われ、史実に忠実に配慮する。職人の技量の真実性は綿密な技術調査、適切な道具の使用によって高められている。198棟の登録資産のほとんどは創建当初の位置を保持している。

したがって、形態・意匠、材料・材質、伝統・技術、位置・環境の観点から、資産の真実性は高水準に保持されている。

保護・管理に係る要件

資産を構成する全ての建造物、庭園及び土地は、文化財保護法により保護されている。資産を構成する198棟の建造物のうち、38棟は国宝に、160棟は重要文化財に指定されている。また、12の庭園のうち、8つは特別名勝に、4つは名勝に指定されている。この法律に基づき遺産の現状変更行為が規制されており、あらゆる変更行為に国の許可（軽微な変更については市）が求められている。

緩衝地帯の建築規制は厳しく、資産の完全性の保護と都市計画の整合について、市役所と資産の所有者との話し合いが継続している。緩衝地帯は歴史的環境調整区域が取り囲んでいる。これらの区域では、(i)自然公園法、(ii)古都保存法、(iii)京都府風致条例又は滋賀県風致条例に基づく風致地区、(iv)市の都市計画及び関連条例により、開発行為が規制されている。緩衝地帯の外側は、歴史的環境調整区域として市街地の建築物の高さが規制されている。

2002年の宇治市に続き、2007年に京都市は新たな景観保全政策及び計画を作成し、建築物の高さ規制を強化するとともに、修景基準の改善を行った。

登録資産の所有者については、17の構成要素のうち、16件を宗教法人が所有し、残りは二条城を京都市が所有している。資産の日常管理の責務は各所有者にあり、耐震補強を含む必要な修理も所有者が行っている。遺産を最も大きな危険にさらす要因が火事であることから、建造物には自動火災報知設備、消火設備、必要に応じて避雷設備が設置されている。中には、所有者が自衛消防団をつくり、消防当局と協力して防火に努めているものもある。

文化庁・京都府・滋賀県・京都市・宇治市・大津市は、所有者に対して適切な保護及び管理に係る財政的支援及び技術的指導を行っている。